

三田市民病院経営評価委員会規則

令和 8 年 3 月 2 5 日
規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成 2 1 年三田市条例第 2 号)第 5 条の規定に基づき三田市民病院経営評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、病院事業に係る指定管理担当課において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後最初に行われる委員会の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。